

2023（令和5）年5月15日

のぞみ福祉会各事業所

利用者・ご家族のみなさま

社会福祉法人のぞみ福祉会

理事長 平形恒雄

新型コロナウイルスの5類感染症への移行後の対応について

平素、当法人活動にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、標記に関しまして、厚生労働省・大阪府・吹田市からの通知を受け、のぞみ福祉会での対応を検討しました。

のぞみ福祉会として、下記の通り対応いたします。

今後も継続し、手洗い・換気等の基本的な感染症対策を講じながら、利用者の皆さんが安心して利用ができるように取り組んでまいります。

記

事業所利用における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	
(1) 「平時」から求められる感染症対策	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の皆さんの健康状態の把握 事業所通所時、検温と体調確認による健康状態の把握 ※発熱・咽頭痛・咳などの普段とは異なる症状がある場合には、無理に通所せず、自宅での休養を優先してください。まずは、医療機関にご相談いただくことをお勧めいたします。 <ul style="list-style-type: none">・ 事業所内の換気・ 手洗い・アルコール消毒などの励行
(2) 「感染流行時」に一時的に検討することが考えられる感染症対策	<ul style="list-style-type: none">・ 感染流行時には上記「平時」からの対応に加え、マスク着用、励行、利用者同士の接触を控えられるよう、身体的な距離の確保。・ 飲食を伴うプログラムなどでの配慮。事業所内での感染の広がりが懸念される場合は、事業所を閉所する措置をとることがあります。

感染した際の利用停止の取扱いについて	
利用者が感染した場合	<p>利用者の感染が判明した場合は、利用停止とします。</p> <p>※利用停止の期間：発症した日を0日と考え、次の日から5日を経過するまで。</p> <p>※無症状の感染者：検体を採取した日から5日経過するまで。</p> <p>※利用停止解除後、発症から6日目から10日目までは、ウイルス排出の可能性があるため、マスクの着用をお願いします。</p>
利用者同居人等が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば部屋を分け、感染された同居人のお世話ができるだけ限られた方で行うなど注意をして下さい。 ・感染された同居人が回復するまでの間、マスクの着用をお願いします。 ・自分の体調に不安がある場合は、自宅で待機するなど、感染が広がらないようにご協力をお願いします。 <p>※同居人の方が感染した場合は、各事業所まで報告をお願いします。</p> <p>※今回の5類移行に伴い、『濃厚接触者』などの考え方がなくなっていますので、利用者本人の通所することができます。</p>

◎ マスク着用について

・ **個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本**となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

・ 以下の方については、マスクの着用をお願いします。

- 1) 風邪症状がある方
- 2) 感染後6日目から10日目まで
- 3) 家族の発症が確認されている方

◎ その他

対応がわからない場合や、不安がある場合は、お気軽に各事業所職員にご相談下さい。

以上